

令和8年度 生活指導について

赤穂市立御崎小学校
赤穂市立御崎小学校 PTA

1 指導の要点

- ① すべての児童が安全に学校生活を送ることができるようにします。
・必要に応じて話し合い、子どもたちが、自主的、実践的にきまりを守ろうとする態度を育てます。
- ② それぞれの約束事の内容や意味を児童にはっきりと伝え、家庭との連携を十分に取りながら指導します。
- ③ 児童と心の通い合う人間関係を築きながら、個別に指導を進めます。
- ④ 月毎に『生活の約束』を設け、重点的に指導します。

2 校内生活の約束

3つの約束

- ◆ み みんなと気持ちのよいあいさつをしよう
- ◆ さ さっとそろえよう
- ◆ き きめた時間を守って行動しよう

- ① 登校班で8:00までに学校に着くように登校する。
- ② 廊下は右側を静かに歩こう。
- ③ 校内では、名札を付けよう。
- ④ 体操服は、学校で着替える(1・2時間目に体育のある日は着てきてもよい)。
- ⑤ 登校後は、勝手に校外へ出ない。
- ⑥ 学習に不必要な物は持ってこない(華美なものは控える)。
(お金、おもちゃ、缶ペンケース、色ペン、シャープペンシル、修正液など)
(キーホルダーは禁止、お守りは華美なものではなければよい)
- ⑦ 各クラスのボールは必ず元の場所に返す。
- ⑧ バランストレーナー・一輪車は、3年生以上の児童が使う。業間・昼休み・放課後、運動場で使用する。使用後は泥を落として元に戻す。モルックは体育倉庫付近や桜の木の下など、周りに人がいないところで行う。
また、コンクリートのところでは遊ばない・走らない
- ⑨ コート全面を独占したサッカーは行わない。
- ⑩ 体育館は、先生がいるときのみ使用することができる。
- ⑪ 2階の東通路、教室テラスへは出ない。
- ⑫ 校門から出入りする(生け垣を踏み越えない)。

- ⑬ 1～2年生は地区で下校する。3年生以上は終業後複数で速やかに下校する。
- ⑭ 上ぐつ・下ぐつの使用を区別する。
- ⑮ トランプやおセロなどは、ルールを守って使う（雨の日ではなくても使ってもよい）。

3 校外生活の約束

※放課後の出来事につきましては、子どもたちの自主性を尊重しつつ、まずは保護者間で状況を確認し合い、解決に向けてお話してください。

※放課後の過ごし方については、親の許可と責任のもとで行い、安全に細心の注意をはらってください。

- ① 校区外への外出（以下の1～5）は、親の許可と責任のもとで行い、安全に細心の注意を払う。

※必ず保護者の許可を得る。 ※3年生以下は保護者と行動をともにする。

※【外出してもよい場所・条件】帰宅時刻に間に合うように施設を利用する

- 1 赤穂市立図書館・海浜公園（3人以上のグループで）
- 2 病院 3 赤穂東児童館 4 習い事
- 5 保護者が頼んだおつかい（赤穂東中学校区内）

- ② 赤穂東児童館は保護者の許可があれば、1～3年生も友達だけで行ってよい。

※赤穂東児童館は、御崎小学校校区外であるため、児童館の外で遊ぶのは禁止です。外遊びをする場合は、校区内の公園を利用すること。

- ③ 赤穂東中学校校区内の魚釣りに限り、親の許可を得て3人以上で出かけてもよい。（4年生以上）

- ④ 道路の横断には細心の注意を払い、必ず横断歩道を渡る。

- ⑤ 自転車は必ずヘルメットをかぶって正しく乗り、止める場所や止め方に十分注意する。

- ⑥ 決められた時刻までに帰宅する。（3月～9月は午後6時／10月～2月は午後5時）

- ⑦ 買い物の用事があるとき以外は店へ出入りしない。

- ⑧ 公園では、マナーを守って遊ぶ。（遊び方、ゴミ等）

・元沖公園・正保橋公園は、ボールを使って遊べない（地域のルール）。

- ⑨ タブレット、スマートフォン等でインターネット、SNSを利用する場合は御崎小SNSのルールや家の約束を守る。

禁止です!!

- ① 自分や他者の安全（健康・心）を損ねる言動
- ② 子ども同士で飲食店やゲームセンターに入ること。
- ③ 物やお金のやりとりや貸し借り。
- ④ エアーガンやおもちゃのピストル等の有害玩具の使用。
- ⑤ 危険な場所での遊びや火遊び。
- ⑥ 路上での一輪車・スケートボード等の遊び・ボール遊び。
（交通の妨げになるような遊び方はしない）